

事務所だより



正垣 謙二郎

変わる扶養基準



Q 所得税の扶養基準が変わると聞いたのですが本当ですか？

A 本当です。現在は配偶者の給与収入が非課税部分を除き103万円以下(原則)であれば38万円の配偶者控除を受けられますが、来年からは150万円以下の方も同額の配偶者特別控除が受けられるようになります。月額に換算すると月8万5千円程度であったのが、月12万5千円程度になるのでかなり大きいですね。

Q 当社のパートさんの時給は910円なので、時間数にして月137時間まで働いてもらえるようになるんですね。人手不足の折にこれは助かります。

A そうとも限りませんね。週および月の就業実績が正社員の四分の三以上であるような場合には社会保険加入の対象となりますので、その分、会社の負担は増えます。

Q では、四分の三に満たない範囲で働いてもらえないわけですね。

A 所得税だけを見ればその通りですが、実は扶養基準というものは税法上のもの以外に健康保険法上のものもあります。こちらは従来から総支給額で年間130万円未満(原則)であることとなっており、変更はありません。



東京のタクシー会社が香港に設立したダミー会社を悪用し、厚生年金保険料を低く抑えていたことが判明しました。厚生省はさかのぼって数千万円の保険料支払いを

リスク大きい保険料逃れ

求めるとともに、同様の事例が全国にあるとみて調査を徹底するよう指示しました。

事件は、タクシー会社が香港に別法人を設立し、従業員は都内の会社に採用された後、香港の会社に転籍し、そこから都内の会社に出向している形をとり、

両方の会社から給与が支払われていたということです。

雑感



※9月29日、大阪高裁は、自殺した息子の父が訴えた労災認定の訴えを認めた。

※新聞報道などによると、上司が打撃系の空手の経験者で『道場に来い。道場ならなぐりやすい。』などと発言したこともあったパワハラ事件だ。

自殺した息子は演武系の空手の経験はあったが、上司の対応を苦死に至った。胸の痛む話だ。

従業員に香港の会社での勤務実態はなく、厚生年金が適用される都内の会社から支払う給与は、職種や勤続年数にかかわらず一律に低く抑えて保険料を逃れていました。同様のやり方は今後は通用しなくなることが予想されます。さかのぼりで徴収されるリスクは大きいです。

※職場生活の中で大事なのはコミュニケーション能力や共感性、矛盾に耐える力、調整能力などだ。この上司にこれらの能力は備わっていたのだろうか。

※スポーツで鍛えたとしてもそれは、職場生活の中で必要とされる精神的な能力のごく一部であることを、われら謙虚に心得るべきではなからうか。

(副所長)

